

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

伴走支援型特別資金

(新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、早期に経営の改善を図ることを目的とした国の保証制度を活用し、「伴走支援型特別資金」を設けております。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

<伴走支援型特別資金>

- 対象者：県内に事業所を有する中小企業者
：下記①②いずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者の方

- ① セーフティネット保証4号：新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。
- ② セーフティネット保証5号：指定業種に属する事業であり、売上高等減少率が15%以上のものに限る（減少率が5～15%未満の場合は対象外）。

- 融資限度：運転資金、設備資金 4,000万円（併用時は4,000万円限度）

- 融資期間：一括返済の場合 1年以内とする。
：分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）とする。

- 返済方法：一括返済、分割返済

- 融資利率：固定 年1.5%以内

- 保証料率：必ず信用保証協会の保証付きとなります。
：年0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%）

- 信用保証料の補助：0.65%に相当する額を国が補助する。
（経営者保証免除対応を適用する場合、年0.85%）国が補助
事業者負担は、一律0.2%相当額となります。
※条件変更保証料は、補助対象外です。

- 担保：審査により必要になる場合があります。

- 保証人：原則、法人代表者以外は不要

- 取扱期間：令和4年1月4日から令和4年3月31日融資実行分まで

- 申込み先：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。